各務原市休日歯科在宅当番医制運営費補助金交付要綱

（平成１７年１１月９日決裁）

（目的）

第１条　この要綱は、休日における歯科の救急患者の医療を確保するため、一般社団法人各務原市歯科医師会に対し、予算の範囲内において各務原市休日歯科在宅当番医制運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和３８年規則第３４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「休日」とは、次に掲げる日をいう。

（１）日曜日

（２）国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日のうち市長が定める日

（３）１２月２９日から翌年の１月３日までの日のうち市長が定める日

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となるものは､一般社団法人各務原市歯科医師会とする。

（補助事業）

第４条　補助事業は、休日歯科在宅当番医制（休日の午前８時から午後６時までの間において６時間以上の診療を当番制で行うことをいう。）を運営する事業とする。

（補助金の額）

第５条　一の年度当たりの補助金の額は、当該年度における補助事業に係る診療日数に２万８，０００円を乗じて得た額とする。

（補助金の交付の条件）

第６条　補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、規則第６条第１項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

（１）補助事業者は、補助事業の実施により発生した事故等については、その責任と負担において解決しなければならない。

（２）補助事業者及び補助事業の従事者は、補助事業の実施に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（実施報告に係る添付書類）

第７条　規則第１１条に規定する補助事業実施報告書には、収支決算書を添付しなけ

ればならない。

（関係書類の保存）

第８条　補助事業者は、補助金の交付に係る書類を補助金の交付を受けた日が属する年度の終了後５年間保存しなければならない。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成１７年４月１日から適用する。

附　則（平成２６年３月２５日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（令和５年３月３１日決裁）

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

２　改正後の第５条の規定は、この要綱の施行の日以後に実施される休日歯科在宅当番医制に係る補助金について適用し、同日前に実施された休日歯科在宅当番医制に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則（令和８年３月２４日決裁）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。